

市県民税の制度改革

～配偶者控除・配偶者特別控除の仕組みが変わります～

配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われ、控除額などが改正されました。
平成31年度の市県民税（平成30年中の収入が対象）から適用されます。

配偶者特別控除の対象となる合計所得金額の範囲が拡大！

平成31年度の市県民税から、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が76万円未満から123万円以下に拡大されます。

配偶者所得	控除の増減	備 考
～ 38万円	変更なし	配偶者控除33万円が適用されます。
38万円～ 45万円	変更なし	配偶者特別控除33万円が適用されます。
45万円～123万円	増	配偶者の所得に応じて、配偶者特別控除を受けられるようになります。
123万円～	変更なし	配偶者控除、配偶者特別控除ともに該当しません。

納税者本人の合計所得金額が900万円以下の場合、控除額は以下のとおりです。

配偶者所得	配偶者特別控除額		配偶者所得	配偶者特別控除額	
	改正前	改正後		改正前	改正後
45万円～ 50万円	31万円	33万円	90万円～ 95万円	0円	31万円
50万円～ 55万円	26万円		95万円～100万円		26万円
55万円～ 60万円	21万円		100万円～105万円		21万円
60万円～ 65万円	16万円		105万円～110万円		16万円
65万円～ 70万円	11万円		110万円～115万円		11万円
70万円～ 75万円	6万円		115万円～120万円		6万円
75万円～ 76万円	3万円		120万円～123万円		3万円
76万円～ 90万円	0円				

※納税者本人の合計所得金額が900万円を超えた場合

合計所得金額	配偶者控除・配偶者特別控除額
900万円～ 950万円	900万円以下の場合の2/3
950万円～1,000万円	900万円以下の場合の1/3
1,000万円～	配偶者控除、配偶者特別控除とも受けられません

☎ 税務課市民税係 ☎ 355-5914

消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します

塩釜商工会議所と塩釜税務署では、個人事業者の方を対象に、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

と き 10月11日(木)15:00～16:00

と ころ 塩釜商工会議所（港町1-6-20）

※参加希望の方は問い合わせ先まで事前予約が必要です

☎ 塩釜税務署個人課税第一部門 ☎ 362-2151